

北斗市公共交通車内広告掲載事業者 支援補助金制度が始まります！

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の経営改善に向け、道南いさりび鉄道が所有する列車及び函館バス株式会社が所有するバス車両への車内広告掲載に要する経費の一部を助成します。本制度の活用をぜひご検討ください。

対象事業者

市内に事業所を有し、次のいずれにも該当する中小企業者

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業をしていないこと。

○市税等の滞納がないこと。（ただし、徴収猶予の決定を受けているものを除く。）

○北斗市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及びその関係団体に該当しないこと。

なお、複数の中小企業者で 1 つの広告を掲載することも可能です。

対象となる経費

次に掲げるものを対象としますが、令和 2 年 12 月までに掲載開始となることが条件です。

○道南いさりび鉄道が所有する列車内への広告掲載に要する経費（30 日間を限度）

○函館バスが所有するバス車両内への広告掲載（窓吊りポスター及び額面ポスターに限ります。）
に要する経費（30 日間を限度）

○広告掲載を実施するために必要となるポスター印刷に要する経費

（市内に事業所を有する印刷業者に業務を依頼したものに限り。）

補助金額

最大 30 万円（同一事業者につき、1 回限りとします。）

提出書類

○補助金等交付申請書

○北斗市公共交通車内広告掲載事業計画書

○計画書に記載された内容が確認できるもの（見積書など）

※「補助金等交付申請書」及び「北斗市公共交通車内広告掲載事業計画書」は、北斗市ホームページのほか、市役所企画課にて配付しています。

受付期間

令和2年8月3日（月）から

ただし、予算の範囲内での補助金交付となるため、お早めにお申し込みください。

広告掲載に関する相談先

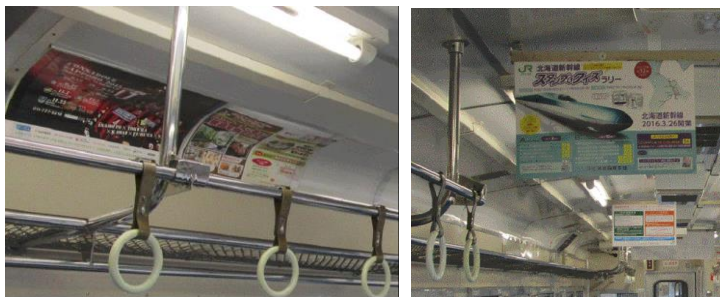
車内広告の掲載方法、掲載料等については、各交通事業者にお問い合わせください。

○道南いさりび鉄道株式会社 0138-83-1977

○函館バス商会株式会社 0138-46-6131

広告掲載のイメージ

<道南いさりび鉄道列車内>



<函館バス車内>



本補助金に関する問い合わせ先

市役所企画課企画係 ☎0138-73-3111 内線 236